



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2021 JUN (Vol.50)

CONTENTS

新興国ニュース 第50回フィリピン最新ビジネス情報	2
株式会社東京コンサルティングファーム	2
【ロイヤルティによる還流】＜インドネシア＞	7
PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏	7
タイ法令の最新情報	9
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	9
新景気刺激策＜マレーシア＞	13
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士)	13
UAEにおけるFDI (外国直接投資) 誘致	15
MBG コーポレートサービス (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	15
エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏	15
韓国駐在員日記	16
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	16
公認会計士 公認不正検査士 申原 侑祐 (ノブハラ ユウスケ) 氏	16
香港における遺産相続	18
香港マイツビジネスコンサルティング	18
米国公認会計士 宮本 一氏	18
With コロナ 中国子会社管理②～現地法人の適正管理のための法定監査報告書～	20
株式会社マイツ	20
国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	20



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

新興国ニュース

第50回フィリピン最新ビジネス
情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

「税制改正第2弾 “CREATE”」

“CREATE 法”（正式名称 “The Corporate Recovery and Tax Incentives for Enterprise”）とはフィリピンのドゥテルテ政権のもとに行われている税制改革の第2弾目にあたります。ドゥテルテ大統領は、大統領に与えられた30日間の法承認期限の終了間際となった2021年3月26日に「法人税及び税務恩典改正法」（共和国法第11534号）、すなわちCREATE法に対して、一部条項を拒否しつつ署名しました。当法は4月11日に有効となります。

本ニュースレターでは、主に以下の項目について述べます。

1. “CREATE 法”の概略
2. 今後、企業に影響が及ぶ改正事項
 - ①NonPEZA 企業に関連する改正事項
 - ②既存のPEZA 等の優遇税制対象企業に関連する改正事項
 - ③新規にインセンティブ管轄機関へ登録する企業に対する改正事項
3. 近い将来に向け

ただし、大統領による署名を終え、このCREATE法が最終的に通ったとはいえ、法の適用の部分においては不透明なところが多いことから、今後の政府の発表などに注意しなくてはなりません。それでは、早速見ていきましょう。

1. “CREATE 法”の概略

CREATE 法は、投資を誘致する税制として2017年から審議されてきました。周辺他国と比較しても高すぎない法人税率にすること、優遇税制をより合理化すること、そして、その他一部の税率を引き下げることでコロナ禍による経済回復、最終的な内容はこの3つに分けられます。法人税率については、2020年7月1日に遡って25%（2022年まで）を適用するとされています。また、2023年1月1日から24%、2024年1月1日からは23%といったように、2027年の20%を下限に毎年1%ずつ引き下げることが決まりました。

当初の法案では、2020年から毎年1%ずつ引き下げ、2029年までに20%とする予定でしたので、大幅に改定がされました。

当法が成立したことにより、フィリピンにおける通常の法人税を適用している企業は、多大なる恩恵を受けることになります。

2. 今後、企業に影響が及ぶ改正事項

ここからは、PEZA登録などの優遇税制を受けている企業とそうでない企業において、どのような影響があるのか3つの観点からまとめました。

①Non PEZA 企業に関連する改正事項

優遇税制を受けていない企業、所謂Non PEZA 企業などについては、以下の通りです。

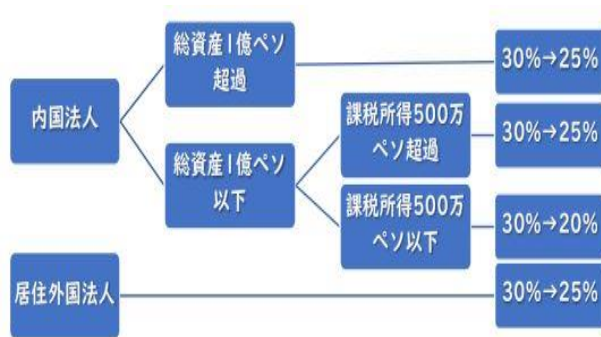
1. 2020年7月1日に遡って法人税率が30%から25%へ

2021 年度の確定申告（申告期限が 2021 年 4 月 15 日まで）に関しては、2020 年 7 月から当法の税率 25%が適用されます。

2. 課税所得が 500 万 PHP 以下でかつ総資産※1 億 PHP 以下の内国法人については、法人税率が 20%へ

※法人のオフィスや工場がある土地を除く。

※内国法人のみが対象のため、国外の会社を本店とし支店形態で進出している企業の場合は適用外。（一般法人と同じく 25%）



[PDF](#)

3. 2021 年 4 月 11 日から剰余金留保に関する取扱いにおいて、不当留保金課税※（IAET: Improperly Accumulated Earnings Tax）が税務上において撤廃

※不当留保金課税：払込資本金より利益剰余金を上回った際に課税される税金（[弊社ブログ参照](#)）

※一方で、会社法上には不当留保金に関する条項は依然として残っているため注意

4. 4 年目の企業が対象で、純損失が生じている企業について売上総利益に課される最低法人税※についても、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの 3 年間、2%から 1%へ

※最低法人所得税（Minimum Corporate Income Tax：MCIT）：経常利益が赤字で、かつ粗利益

がある企業に対し課税される法人所得税（[弊社ブログ参照](#)）

5. 2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで：

➤VAT 登録企業：売上に対する VAT 免除

➤VAT 非対称企業：パーセンテージ税が従来 3% から 1%の軽減税率が適用

※パーセンテージ税：（年間売上 300 万ペソ未満の）VAT 登録義務のない企業に対し、代わりに総収入額に対して課せられる税金（[弊社ブログ参照](#)）

また、これまで CREATE 法案の中で審議されていた繰越欠損金（NOLCO：Net Operating Loss Carry-Over）の繰越期限延長については、CREATE 法ではなく、別途歳入規則（[RRNo. 25-2020](#)）にて施行されております。2020 年度及び 2021 年度に発生した欠損金について、繰越できる期間を従来の 3 年間から 5 年間に延長されました。

②既存の PEZA 等の優遇税制対象企業に関連する改正事項

フィリピンに進出している日系企業で優遇税制を受けている企業、つまり PEZA や BOI に登録されている企業などに対する影響は、以下の通りです。

1. 法人所得税の代わりとなるインセンティブの 1 つである 5%の特別税率（SCIT: Special Corporate Income Tax）※が 10 年間に限定される。CREAT 法発効前に 5%の特別税率（GIT: Gross Income Tax）を受けている企業は、今後 10 年間、SCIT と名前を変える特別税率が適用される。

※特別税率とは、登録活動から得られる総売上高または総収入から販売割引、返品、引当、販売管理費、直接費用を差引き、課税期間中に発生



する管理費・偶発的な損失を控除する前の額を示す。

2. 現在、所得税免税期間(ITH: Income Tax Holiday)を受けている企業は、CREATE 発効時に設けられている期限までは有効。
3. 上記 1 の有効期限(移行期間)終了後についてもインセンティブを受けられる可能性がある。条件として、「輸出型企業」かつ「CREATE 施行日時点で 5% の特別税率を受けている企業」、そして SIPP に準じた事業を行っていることが挙げられる。

条件に当てはまり、申請(reapply)した場合、1 に記載の『10 年間の特別税率 5%』という移行期間の終了後、さらに 10 年間の特別税率 5% (SCIT) を受けることができる。そしてこの特別税率は、他の国税・地方税の代わりとなることが明らかになっていることから、VAT 及び関税も免税となると解釈される。

※本 CREATE 法では解釈の余地に幅があるため、細則で明確化されることが期待される

③新規にインセンティブ管轄機関へ登録する企業に対する改正事項

これから新規にインセンティブ管轄機関へ登録を行う企業に対しては、主に以下の通りです。

1. 所得税免税期間(ITH)は 4~7 年。これは産業の種類と設立地域によって定まる。詳しくは以下の表 1、表 2 を参照。
2. ITH 終了後 10 年間に渡って 5% の特別税率(SCIT)か、追加控除※(ED: Enhanced Deductions)のいずれかを選ぶことが可能。SCIT は輸出型企業限定。追加控除は、輸出型企業、国内市場向け

企業のどちらも選択可能で、輸出型企業の場合は 10 年間、国内市場向け企業の場合は 5 年間と決まっている。

※追加控除の特徴

➤法人税率の減税、という考え方ではなく、課税所得の算出時に一部の費用分課税所得から控除される、という考え方

➤控除対象とされる費用は様々。販管費に該当する減価償却費の一部、直接労務費の 50%、研究開発費、研修費(事前承認を得たもの)、国内投入費用の 50%、電気代の 50% など。

3. 以下の条件に当てはまる際は、ITH、特別税率／追加控除の享受期間終了後に、さらに所得税免除の特権を得る。どのように申請するかという点は細則で明らかになることが期待される。

(a) 大統領室により決定された、武力紛争または大災害から回復しようとしている地域にある企業の場合、さらに 2 年間

(b) CREATE 法発効前に登録されていた優遇対象企業、または CREATE 法上の新優遇税制に登録された企業で、その優遇税制期間中にマニラ首都圏から移転した場合、さらに 3 年間

4. VAT に関しては、登録事業が直接かつ登録事業のために限定的に使用する物品およびサービスの輸入、国内での購入についての VAT が免除される(ゼロ VAT)

5. 登録事業かつ限定的に使用する物品およびサービスの輸入関税は免除される。ただし以下の条件を満たす必要がある。

(a) 当該物品およびサービスの量・質が、フィリピン国内で十分に確保できないとき

(b) 上記の免除を受けるために、事前に投資誘致機関（IPA-Investment Promotion Agencies）に事前承認をとること

大統領署名前の法では、企業の法人税のインセンティブを受けられる業種においては、戦略的投資優先計画（SIPP: Strategic Investment Priorities Plan）の中で策定されるとされておりましたが、大統領拒否権が行使され、法律で定めるのではなく、別途定めることとなりました。そのため具体的な業種に関しては今回の法律では不明瞭で、今後の SIPP の細則発表が待たれます。

一方、本法律にて Tier1 から Tier3 まで、抽象的ではありますがカテゴリー分けがされております。これをもとに、詳細な SIPP が練られるものと考えられます。

カテゴリー1 (Tier1)	雇用創出が高く期待できるもの、基本的な商品・サービスの提供不足が起きている地域での事業、バリューチェーンにおけるイノベーションを通して価値を創造できるもの、産業の発展に不可欠な支援を行うもの、比較優位性の期待できるもの
カテゴリー2 (Tier2)	供給・部品を生産する事業で、現地では生産されていないが、産業開発及び輸入代替活動に不可欠なサービス（原油精製を含む）
カテゴリー3 (Tier3)	明らかに必要な付加価値・生産性・効率の向上・科学と健康の飛躍的進歩、及び高給の仕事をもたらす研究開発、フィリピンで登録/認可された新しい知識・知的財産の生成、登録企業が所有または共有する特許・設計・著作権及び実用新案の商業化、高度な技術を要する製造、経済の構造的変革にとって重要であり、大きな追い上げが必要とされるもの

[PDF](#)

こちらのカテゴリーと、企業の進出地域次第で、税務インセンティブの適用期間が定められます。

主なインセンティブの適用例（輸出型企業）

地域	Tier1	Tier2	Tier3
NCR（マニラ首都圏）	4年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	5年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	6年間の ITH+10年間の ED/ SCIT
メトロマニラに隣接する地域	5年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	6年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	7年間の ITH+10年間の ED/ SCIT
その他地域	6年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	7年間の ITH+10年間の ED/ SCIT	7年間の ITH+10年間の ED/ SCIT

[PDF](#)

主なインセンティブの適用例（輸出型企業以外の IPA 登録国内市場企業）

地域	Tier1	Tier2	Tier3
NCR（マニラ首都圏）	4年間の ITH+5年間の ED	5年間の ITH+5年間の ED	6年間の ITH+5年間の ED
メトロマニラに隣接する地域	5年間の ITH+5年間の ED	6年間の ITH+5年間の ED	7年間の ITH+5年間の ED
その他地域	6年間の ITH+5年間の ED	7年間の ITH+5年間の ED	7年間の ITH+5年間の ED

ITH：所得税免税期間
SCIT：5%の特別税率
ED：追加控除

[PDF](#)

3. 近い将来に向け

冒頭でも申し上げました通り、ドゥテルテ大統領が署名したことにより、この度の第2弾税制改正“CREATE”法案が4月11日に施行されますが、フィリピンの今後の経済状況によって法案の内容が変更される、あるいは停止される恐れもあります。

特に現在、PEZA 等から税務インセンティブを受けていらっしゃる企業様にとっては、現在のインセンティブが適用できなくなる詳細があることを見据え、今後の事業方針に関して、日本本社のご担当者様を含め、検討していただくことになるかと存じます。



また、各項目で述べましたようにまだ不明確な部分も多く、規定が明記されていないところも見受けられます。

具体的な施行規則・通達は、今後発表されます。発効から 90 日間以内に公布するよう定められている一方、財務省としては 5 月第 3 週までに公布することを目標としていることが、一部メディアで報道されました。

進出企業においては、こうした今後の動向にも注視していくことをお勧めします。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

【ロイヤルティによる還流】 ＜インドネシア＞

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

加藤 豪氏

【やっぱりロイヤルティは否認なのか！？】

製造業の日本本社から「税務調査でロイヤルティが全額否認と言われているが何とかならないか」と質問をもらいました。よくよく話を聞いてみるとローカルコンサルが過去に3%で設定したロイヤルティ料率が次の理由に認められないと言います。

＜認められない理由＞

- ①対価性が認められないため
- ②陳腐化により超過収益力が既になくなっているため

ローカルコンサルは調査担当官と「アンダーテーブルの交渉」に入る気満々で、自身が設定したロイヤルティ料率に対する責任はないと言っているそうです。また、日本側では研究開発機能を一手に担っており、毎年高額な研究開発費を計上していますが、インドネシアにおいてロイヤルティの正当性について反証するためには裁判を起こさないとならないそうで、ローカルコンサルからは穩便に済ますためにも「アンダーテーブル」を支払った方が良いと言われています。ちなみに毎年ロイヤルティを支払ったとしても、なお一定の利益を計上しているそうですが、移転価格ドキュメントの作成はしていないそうです。

インドネシアの税務調査担当官は過大な権限を持っているために、確かにアンダーテーブルが横行している現状があります。ロイヤルティは税務調査担当官の匙加減によるために、否認される可能性は依然として高いものであります（上記事

例では「アンダーテーブル」を支払うか、「裁判」で戦うか、のいずれかになるでしょう）。

ただし、別会社において「ロイヤルティ(3%)」を支払っているにも関わらず、移転価格ドキュメントを提出したところ、その後に特に音沙汰がない会社があります。ロイヤルティの価格設定はTNMM（取引単位営業利益法）に含めて行っています。少なくとも移転価格ドキュメントが意味のないものではありません。

【ロイヤルティによる還流】

このように、ロイヤルティは、インドネシアで否認リスクがかなり高い項目です。そのためにロイヤルティで親会社への還流を行いたいのであれば「移転価格ドキュメント」でガチガチに理論武装を行う必要があります。

ロイヤルティの組成には、下記の3つの理論的根拠があります。

- ①マーケットアプローチ（市場価格により算定するという考え方）
- ②コストアプローチ（日本の研究開発コストのインドネシア拠点が負担するという考え方）
- ③インカムアプローチ（ロイヤルティを超過収益力とする考え方）

インドネシアの移転価格ドキュメントを考えた際に、指摘されやすいのは②の「コストアプローチ」となるでしょう。赤字であればロイヤルティが否認されてしまう現状を鑑みるとインドネシア当局はロイヤルティを③の「インカムアプローチ」によって考えていることが見て取れます。ただし、日本の税務当局は②のコストアプローチによって



インドネシア子会社に負担を求めることが多いので注意が必要です。※①の「マーケットアプローチ」できるロイヤルティがもしあれば、それが一番理論的優先度の高い方法となります。

<質問>

Q: では、日本企業が良くロイヤルティを収受する時に「売上の 3%をロイヤルティとして収受する」というのは、上記の①～③のいずれの方法でしょうか？

これは（赤字でも収受するとされる契約が多いため）②のコストアプローチの範疇が多いものと考えられます。つまり「日本の研究活動（毎期 3 億円計上）の成果によってインドネシアの見込売上が 100 億円計上できるだろう。そのため売上高の 3%はロイヤルティとして回収しなければ」という理論建てです。

もちろん「売上の 3%をロイヤルティとして収受する」というのを、③のインカムアプローチで検討することも可能です。研究開発活動によって売上高営業利益率を 3%押し上げている効果があると主張できれば良いのです。

<質問>

Q: 「コストアプローチ」と「インカムアプローチ」の差っていったい何でしょうか？

赤字でも収受しているのであれば②のコストアプローチとして捉えられることが多いですし、赤字では収受しないのであれば③のインカムアプローチと捉えられることでしょう。これを契約書と移転価格ドキュメントに書いておけば良いのです。（下記の通り、インドネシアではインカムアプローチ寄りに契約書とドキュメントを作るので）少なくとも日本の税務当局用には必須なものとなります。

つまり日本の税務当局がコストアプローチで指摘してくるところを、「いやいや、当社はインカムアプローチで考えているために、赤字や低利益水準では回収できないんですよ」と主張するのです。なので主張の材料となる契約書と移転価格ドキュメントが日本の税務当局用に必須なのですね。

反対にインドネシアにおいては「当社はコストアプローチなんですよ」と（契約書等を基に）主張しても、「いや、利益出ていないからダメ！！」と言われてしまうことが多いので、インドネシアにおいては、インカムアプローチ寄りに移転価格ドキュメントを整備する必要があり、それに従った契約書を作成する必要があるのです。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia （マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

- ・歳入法典に基づく財務省令「債権勘定からの不良債権の償却について」
- ・タイの個人情報保護法の全面施行の再延期について

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) よりタイ法令の最新情報をお届けいたします。

歳入法典に基づく財務省令「債権勘定からの不良債権の償却について」

＜財務省令 374 号（2021 年 4 月 29 日の閣議決定）について＞

タイ国歳入法に基づく債務者の貸倒償却に関する財務省令第 186 号 4 条～6 条を改正する省令第 374 号が 2021 年 4 月 29 日に施行されました。

以下、赤字箇所が省令に追加されましたので、ご連絡をさせていただきます。

詳細・条件			旧	新
			省令第 186 号	省令第 374 号
1) 各売掛金の貸倒償却について	次の事項いずれかの条件に該当すること。支払請求がなされ、1. 当該債務に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられたが、回収できないことを証明する明確な証拠があり、支払いがいまだに行われていない状態であること。 2. 債務者に対して、すでに民事訴訟を提起したか、他の債権者が民事訴訟を提起して支払請求を行っており、裁判所から強制執行あるいは債務履行の命令が出されているが、債務者には支払いを行うための十分な財産がない状態であること。	未払い債権	500,000 バーツを超える債権	2,000,000 バーツを超える債権



	3. すでに債務者に対して破産手続き開始要求を裁判所に提起し、残余財産の分配について債務者と和解が成立し、裁判所がそれを認可する命令を発したか、または債務者の破産宣告がなされ、すでに残余財産の最初の分配がなされた状態であること。 ※第2項あるいは第3項が国外で実施された場合、破産申立権者は手続きを実施した国の法律に基づく証拠書類を発行後、当書類をタイ語に翻訳し、当国の外務省の認証を受ける必要がある。			
2) 各売掛金の貸倒償却について	次の事項いずれかの条件に該当すること。 1. 支払請求がなされ、当該債務に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられたが、回収できないことを証明する明確な証拠があり、支払いがいまだに行われていない状態であること。 2. 債務者に対して、すでに民事訴訟を提起し、裁判所が訴訟を受理していること。 3. 債務者に対する破産宣告に関する申請が提出され、裁判所がその申請を受理したか、または他の債権者から債務者に対して開始された破産手続きにおいて、すでに支払請求（財産の分配請求）がなされ、裁判所がそれを受理していること。 ※債権者である会社またはパートナーシップの取締役から、それらの事実が発生した日の属する会計年度の期末日から30日以内に貸倒償却する旨を承諾されて	未払い債権	100,000パーツ超～500,000パーツ以下の債権	200,000パーツ超～2,000,000パーツ以下の債権



	いれば、当該会計期間における貸倒償却として認められる。			
3) 各債務者の貸倒償却	債権回収の支払請求なされ、当該事件に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられたが、支払いがいまだに行われていない証拠がある場合、債務者に対して訴訟を提起しても回収が見込める金額以上の費用がかかることが予測される場合は、上記の1) 及び2) の条件を履行せずとも、貸倒償却を行なうことができる。	未払い債権	100,000パーツを超えない	200,000パーツを超えない

タイの個人情報保護法の全面施行の再延期について

2019年に公布された個人情報保護法（「PDPA」）は、昨年公布の勅令（「旧勅令」）により本年6月1日まで全面的な施行が延期されていましたが、本年5月3日公布の勅令（正式名称：พระราชกฤษฎีกากำหนดหน่วยงานและกิจการที่ผู้ควบคุมข้อมูลส่วนบุคคลไม่อยู่ภายใต้บังคับแห่งพระราชบัญญัติคุ้มครองข้อมูลส่วนบุคคล พ.ศ. ๒๕๖๒ (ฉบับที่ ๒) พ.ศ. ๒๕๖๔。以下「新勅令」）により、全面的な施行が更に1年延期されることになりました。すなわち、新勅令によれば、PDPAの全面的な施行は、2022年6月1日となります。

新勅令は、旧勅令の存続期間を定めた旧勅令第2条の規定を改正するという体裁となっており、その期間を2022年5月31日までに変更しました。

これだけでは何を意味するのかよくわかりませんが、旧勅令の第3条が、「ほとんどの事業セクターに対してPDPAの主要な規定の適用をしない」旨を定めていることと考えあわせれば、新勅令が「2022年5月31日までの間は、PDPAの主要な規定は、効力を有しない」旨、つまり、「PDPAの主要な規定は、2022年6月1日に効力を生ずる」旨を定めているという理解を導くことができます。このような言い回しは、タイ法にはよく見られるものですが、外国人にとっては分かりにくいことは否めません。

ところで、ここでご注意いただきたいのは、PDPAは、あくまで全面施行が再延期されたに過ぎず、いずれは施行されることです。そもそもPDPAは、現在世界に影響力を有する欧州の一般データ保護規則（GDPR）の影響を強く受けた法律であり、タイが将来にわたり欧州、ひいては世界各国との間で情報のやり取りを行う上では必須の法制度であるため、いつまでも施行されないということはおおよそ想定されません。

よって、新勅令による全面施行再延期は、タイ現地法人においてもはや社内制度の整備を行う必要がなくなったことを意味するものではなく、むしろこの延期を利用して十分に準備する時間が得られたと解するべきでしょう。

なお、新勅令の原文及び日本語訳は、以下のリンクからご参照ください。

(TH) http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/A/032/T_0001.PDF

(JP) http://download.aapth.net/download/News_letter/Newsletter_58_2021.pdf

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

新景気刺激策 <マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

<ポイント>

- ・ PemerkasaPlus : RM400 億の追加景気刺激策
- ・ 更なる賃金補助も

<5月31日に発表>

N子：加藤さん、前回に引き続き、今日も個人所得税のお話ですか？

加藤：いいえ。今日は、また一旦個人所得税を離れ、先日発表された PemerkasaPlus について、お話ししようと思います。

N子：なるほど、タイムリーですね。

加藤：はい。NNA の記事にも書かれていましたので、私の方は、特に税金絡みを中心にお話しできればと思っております。

N子：是非よろしくをお願いします。

加藤：はい。

N子：先に私から全体的な事を言うと 2021 年 5 月 31 日に発表された、RM400 億の景気刺激策のことで、一応以下の 3 つを目的としている様ですね。

- ・ 公的医療能力の向上
- ・ 福祉アジェンダの継続的サポート
- ・ ビジネスの持続可能性をサポート

加藤：はい、その通りです。具体的な話をすると、やはり賃金補助が皆さんの興味のあるところかなと思いますね。

N子：そうですね。

加藤：はい。従来から断続的に導入された賃金補助プログラム（“WSP”）ですが、ロックダウンの影響を受けるすべての経済セクターに対して、1 か月の WSP を行うとの事です。

N子：はい。管轄は SOCSO ですね？

加藤：はい、その通りです。各申請につき、500 人の従業員が上限になるようです。

N子：はい。

加藤：次に、人的資源開発基金（“HRDF”）です。

N子：賦課金の関係ですか？

加藤：はい。HRDF に登録している雇用主に対して、2021 年 6 月、1 か月分の HRDF 賦課金の支払いが免除されます。

N子：なるほど。

加藤：次に、税務関係です。

N子：減税ですか？

加藤：いや、減税があれば良いのですが。。まあ、あんまり大したことないですかね。。内国歳入庁（「IRB」）によって課せられたペナルティに対するアピールの期限が延期されます。

N子：たしかに。。微妙ですね。。

加藤：はい。あと、未払ペナルティについて、支払期限が延期されるようです。具体的には、ロックダウンの影響を受ける納税者と企業に対して、2022 年まで、ペナルティに対するアピールと支払延期が検討されるようです。

N子：なるほど。

加藤：また、ロックダウンの影響を受ける納税者と企業は、未払税金について、新しい返済スケジュールの承認を受ける事も可能となる見込みです。

N子：良く分かりました。

加藤：次に、オフィス等オーナーのための特別控除です。

N子：これ、前もありましたね。

加藤：そうですね。少なくとも 30%の賃料の割引を行うオフィス等の所有者に対して、2021 年 12 月 31 日までの 6 か月間、特別控除が与

えられます。

N子:これも微妙ですけど。。無いよりマシですね。

加藤:まあ、そんな感じですね。あと、住宅所有キャンペーン（「HOC」）に基づく不動産の印紙税免除も発表されています。

N子:はい。

加藤: PENJANA の下で、以下の HOC が導入されました。

- a) 価格 RM30 万から RM250 万の住宅を購入するための譲渡およびローン契約書に対する印紙税の免除（デベロッパーが提供する最低 10% の割引を条件とする）。
- b) 譲渡証書に係る免除は、住宅価格の最初の 100 万リンギに制限
- c) 2020 年 6 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日までに締結された売買契約に係るローン契約には、印紙税の全額免除が適用

この印紙税免除が、2021 年 5 月 31 日に終了予定だったんですが、2021 年 12 月 31 日まで延長されます。

N子:なるほど。

加藤:最後に、乗用車のセールスタックス免除の延長です。

N子:はい。

加藤:現地組立て乗用車や輸入乗用車に係るセールスタックスの免除ですが、元々 PERMAI では 2021 年 6 月 30 日まで延長でした。

N子:はい。

加藤:それが、PEMERKASA Plus では更に 2021 年 12 月 31 日まで延長されます。

N子:良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

UAE における FDI (外国直接投資) 誘致

MBG コーポレートサービス

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏

2015 年頃から、新興国における景気減速の影響や、米国におけるシェールオイルの増産、石油輸出国機構(OPEC)における生産の拡大などに伴い、原油価格は不安定な状態が続いていました。その後、一度は回復基調にあった原油価格ですが、昨年発生したコロナにより、世界的な原油の需要が再度減少し、原油価格の値下がりとなりました。加えて、アラブ首長国連邦(UAE)の一首長国であるドバイは観光立国でもあり、コロナにより国際間の移動が制限されたことで、観光産業の不振も続いています。

こういった環境において、以前より、中東ではオイルマネーへの依存から脱却し、別のリソースによる国の財源の安定確保に向け、様々な政策や方針が打ち出されていましたが、コロナをきっかけに、その動きに拍車がかかっています。

2018 年、UAE 政府は、外国直接投資に関する「2018 年連邦法令第 19 号」で外国直接投資をメインランドでも認める方針を打ち出しました。これまで UAE には多くのフリーゾーンが設立されていました。フリーゾーンはいわゆるみなし外国に相当し、外国人投資家や外国法人による 100%子会社の設立も可能でしたが、活動は非常に限定的で、UAE 国外への輸出や、フリーゾーン内での活動のみが認められていました。

一方で、UAE 国内に物品の販売を行う、あるいはサービスを提供する場合は、フリーゾーン外(=メインランド)に拠点を設立するか、または代理店を通じての商売しか認められていませんでした。また、メインランドにおいて会社を設立するには、現地パ

ートナーの存在が不可避であり、株式を外国投資家が 100%保有することは認められていませんでした。

2020 年には、「2020 年内閣決議第 16 号」が発表され、ガイドラインに従って、外国人投資家は、非公開株式会社の形態(有限責任会社または個人会社を含む)で設立される会社の株式を 100%保有することが可能となりました。また、先日、UAE の一首長国アブダビ政府は、外国人投資家による株式の 100%保有が可能となった 1,105 の業種リスト (commercial & industrial list) を発表しました。当該リストには、特定設備・機械の修理保守事業や食品加工、自動車および部品の製造やホテル・レストランの運営などが含まれています。他の首長国もこの動きに追随し、まもなくリストを発表すると言われております。

これにより、UAE での外国企業による法人の設立や、新規投資が増えることが期待されています。

MBG コーポレートサービス (マイツグループ
中国・アジア進出支援機構メンバー)

MBG コーポレートサービスはシンガポールをグローバル本社とするコンサルティンググループです。シンガポールを始め、インド、日本(東京)、中国(北京)、ドイツ(シュツツガルト)、UAE に現地法人または事務所を構えています。

当グループは、多国籍企業のお客様、日本企業でインドや UAE などの日本国外に進出されているお客様に対して、市場調査、現地法人設立、会計業務、給与計算業務、税金計算業務、財務報告、人事労務管理、各種申告サポート、その他関連するバックオフィスサービス、海外投資へのアドバイス、M&A にかかるサポート等を行います。

お問い合わせは以下よりお願いいたします。

【メール】 info@mbgcorp.com

【ウェブサイト】 www.mbgcorp.com

韓国駐在員日記

スターシア

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

公認会計士 公認不正検査士

申原 侑祐 (ノブハラ ユウスケ) 氏

本日は、韓国の最近の不動産事情及びそれに対するMZ世代(1980年から2000年代初めに生まれた世代)の反応について、ご紹介します。

日本でも韓国の不動産が高騰しているというようなニュースは耳にする機会があるのではないかと思います。

最近の韓国の新聞記事によると、ソウルの中小型アパート(60㎡~85㎡)の平均の売買代金が2019年1月は約7億ウォン(7千万円程度)だったものが、2021年5月基準では、約10億ウォン(1億円程度)まで高騰したとのことでした。

このような4人以下の家族用の中小型アパートは、人気があり、上昇率が一番大きいのですが、2年前と比較すると中小型43.3%増、小型42.0%増、大型25.0%増となっており、軒並み高騰しております。

韓国の不動産高騰問題は、今に始まったことではなく、これまでも問題となっており、文在寅政権でも不動産価格の高騰を安定させようと20以上の政策を作り、高騰を止めようとしたましたが、結果的に歴代政権の中で、上昇率が一番高い政権となってしまいました。

またこのような政策の一環で2021年6月1日から、多住宅者及び短期取引を行った場合の不動産譲渡所得税の最高税率が75%まで増税されました。

これは短期投資での売買及び投機的な不動産投資を防ぐ趣旨のもので、6ヶ月の猶予期間を設けた上で、施行されました。

そのため、4月と5月は、多住宅保有から逃れるため、不動産の譲渡や贈与がとて多く行われたというニュースもあり、この政策の結果、投機的な不動産売買は抑制されると考えられますが、当分間は、売り物件が不足し、不動産価格に否定的な影響があるのではないかと意見もあります。

また一方で、不動産を利用した政府関係者や韓国土地住宅公社(LH)の職員たちの内部情報を利用した不正取引などもあり、MZ世代は不動産に関する不信感、また会社員として20年働いて給与を貯めても家を買うことができないと不満を抱えています。

このような不動産に関する不満とは対照的に、株式や仮想通貨などの投資については、公平に同じ条件での投資が可能ということでMZ世代が積極的に投資しており、大きな影響力を持っているようです。韓国国内の仮想通貨口座の50%近くは、MZ世代が持っており、ハイリスクな投資にも積極的に加わっているようです。

普通に働いても家を買うことができない、また最近の株式市場の高騰などの背景もあり、他の方法でお金を増やす手段としてMZ世代で財テクが進んでいるようです。

実際、昼食を食べに町に出ても飲食店で若い方々が男女問わず、株式投資の話をしている姿をよく目にします。MZ世代は、消費が活発な世代で、SNSを使いこなし、発言力も強いいため、韓国国内でも様々な面で影響力が出ております。

増税した結果、韓国の不動産市場がどう推移するのか、また今後、韓国社会の中心となる MZ 世代の動向に、引き続き、注目したいと思います。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : info@starsia.co.jp

香港における遺産相続

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

5月は記録的な暑さだった香港ですが、6月に入り例年通りの気温に落ち着いてきています。香港の雨季は4月から9月まで続き、これから徐々に蒸し暑いシーズンに突入しようとしています。

さて、日本在住の日本人の方でも、香港に資産運用目的で銀行口座を開設されている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？その他、日本より利回りの良い保険商品、海外投資商品、香港の不動産を購入されているかもしれません。こういった個人資産ですが、もしご自分が亡くなった場合、どうやって身内に相続されるのでしょうか。日本にいる家族はもちろん、香港在住の方でも相続に関してご存じの方は意外と少ないものです。

弊社でも年に数件ほどご主人の死後に判明した、香港にある財産の相続業務をご相談される事がありますが、想像されている以上に複雑な手続きと時間がかかることを知り驚かれます。今回はその手続きの概要をご紹介します。

遺産相続といえば日本の場合は、亡くなった方の財産は基本的に相続人全員の財産とみなされます。遺言書があればその内容に従って財産が分割され、遺言書がない場合は相続人が集まって分割協議をして遺産を分配します。よほど相続人同士が揉めない限り、裁判所を通すことはありません。

しかし香港の場合は、身内における相続争いの有無に関係なく、弁護士による「Probate（プロベイト・検認）」が義務づけられています。プロベイトとは、遺産相続をめぐる法的プロセスのことを指し、故人の遺産を正当な相続人に渡すことを目的とし

ます。もっと具体的に言うと、プロベイトとは「遺言執行人（executor）」又は「遺言管理人（administrator）」を選任し、相続財産の管理・処分を法的に行うことを指しています。香港だけでなくアメリカ、カナダ、イギリス、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドでも遺産相続にはプロベイトが必要とされています。

もし日本や香港にいる故人のご家族が、故人の預金口座の名義変更や口座解約をしようとする、金融機関からプロベイトを経ていることを証明する文書「Grant of Letter of Administration（遺産管理状）」の提出を必ず求められます。もし勝手に動かすと罰金刑、禁錮刑が科せられることもあるため、香港に資産がある方はもちろん、いつか相続人となりうる身内の方にもプロベイトのことをあらかじめ知っておいてもらいたいものです。

<プロセス>

それではプロベイトの簡単な流れを説明します。まず、相続が発生したら高等裁判所内のプロベイト裁判所（遺産承弁署/Probate Registry）に申し立てをします。

※故人の財産は、この時点で遺産財団（Estate）に帰属するので、勝手に動かすことはできません。



①遺言書がある（Grant of Probate/遺言認証）、かつ、遺言書に執行人の記載がある場合は「遺言執行人（executor）」を承認します。

②遺言書があるが執行人の記載がない場合や遺言書が無い場合は「遺言管理人（administrator）」を認定します。

※この決定により、「遺言執行人（executor）」や「遺言管理人（administrator）」が相続財産の管理・処分について権限を有することになります。



財産目録の作成・債務整理・相続人の確定



裁判所による財産の分配許可



遺産分配と裁判所への報告

この法律は香港に所在する財産について適用されます。外国人に限らず、香港居住の香港人が相続する場合でもプロベイトは必要です。日本人である故人が香港に居住している場合でも、日本に居住している場合であっても、財産が香港にあればプロベイト手続きは必要になります。もし相続人が日本など海外にいる場合、香港の弁護士を代理人にすると香港の裁判所に出向く必要はありません。

遺言についてですが、日本居住の日本人の場合は、いわゆる直筆の遺言書ではなく日本の公証人役場で作成された「公正証書遺言状」があるとスムーズです。香港居住の日本人の場合は、遺言書は香港で書かれたものが良く、海外で作成するなら英語で作成されたものが有効です。遺言書には18歳以上の証人2名の署名が必要です。

多くのケースでは、故人の配偶者や子どもが法定相続人として申立てを行うことになり、実際には、香港の弁護士に委任状を出し、代理人として申立手続きを行うことになります。香港人であっても一般的にプロベイト手続きは弁護士に依頼します。日本でも慣れない遺産相続のことですので、日本人が香港でプロベイト手続きをする場合は、日本の事情にも詳しく経験豊富な弁護士に依頼すると良いでしょう。プロベイトは年単位で長引くので、費用がかかっても専門家に手伝ってもらう方が安心です。

また、遺言が無い場合の相続優先順位や遺産額については、下記が定められています。

- 1) 故人に子や親がおらず、配偶者のみの場合、遺産は全て配偶者が相続します。
- 2) 配偶者と子供が残された場合、まず配偶者が50万香港ドルを相続し、その残りは配偶者と子どもが半々としします。
- 3) 子どもがなく、配偶者、親、兄弟がいる場合、まず配偶者が100万香港ドルを相続し、さらにその残りの半分を配偶者が相続し、その残りを親と兄弟が分割して相続します。
- 4) 故人に配偶者がいなければ、子、親、兄弟、そして叔父、叔母等の順に相続します。

※相続人がいない場合は、遺産は香港政府に帰属します。

もし香港にある資産を今後の為に備えて整理しておきたい、相続が既に発生してしまって困っている等ございましたら、弊社までお気軽にお問い合わせください。専門家が対応させていただきます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

With コロナ 中国子会社管理② ～現地法人の適正管理のための法定監査報告書～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏

**中国企業は全て 12 月決算で統一され、法定監査の実施が要求されています。
2020 年度の監査報告書が発行される今、有効活用し現地法人管理に役立てましょう！**

中国では会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日に統一されていますⁱ。また日本では、会計監査人による監査（所謂“法定監査”）は「会社法」（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）ⁱⁱの資本金 5 億円以上等の大会社や「金融商品取引法」ⁱⁱⁱの適用対象である上場企業などに要求されますが、中国では全ての外商投資企業に対して、外商投資法施行後の現在においても会社法や実務運用の観点から、会計監査が依然として求められます^{iv}。従って、中国現地法人では毎年 3 月～4 月頃、会計士事務所より監査報告書が発行され、弊マイツグループの上海マイツ会計師事務所も、無事に 2020 年度の会計監査を終了しています。

先月号^vにて、現地法人による不正の発見やリスク低減の一手段として内部業務監査の有効性を説明しましたが、この監査報告書を用いた確認も現地法人の管理・監督の一助となります。

従い、本稿では監査報告書の特徴やチェックポイント、留意事項等を説明します。

（1）監査報告書の特徴やチェックポイント

中国の新企業会計準則に基づく監査報告書の主要構成は右表 1 の通りです。そして、次に主要なチェックポイントを見て行きましょう。

【監査意見の確認】

まず監査意見を確認しましょう。監査意見の種類及びその表事例は下表 2 の通りです。更に、これらの監査意見に対して追記情報が付記される場合もあります。一例として、コロナ禍での業績の急速な悪化に伴い、無限定適正意見が表明されていても、追記区分にゴーイングコンサーン（継続企業の前提に関する重要な疑義）が付記される状況もあり得るでしょう。

表 1: 監査報告書の主要構成

- **監査報告書(本紙): 監査人の表明する意見**
(・監査意見形成の基礎
・マネジメント及びガバナンス層の財務報告書に対する責任
・公認会計士の財務報告書の監査に対する責任)
- **財務諸表(添付): 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、所有者持分変動表**
- **財務諸表注記等**
(主要会計方針、主要項目注記等)

表 2: 監査意見の種類	表示例 (対応する中国語)	評価
無限定適正意見	…適正に反映されている (公允反映了)	○
限定意見	“保留意見の形成根拠”部分の記述事項による影響を除き、…適正に反映されている (除“形成保留意见的基础”部分所述事项产生的影响外, …公允反映了…)	△
不適正意見	…全ての重要事項において適正に反映されていない(未能在所有重大方面公允反映…)	×
意見差し控え	…意見を表明できない(…而发表无法表示意见)	—
追記情報例	重大事項…但し、その継続経営能力には依然として重大な不確実性が存在する (强调事项…但其持续经营能力仍然存在重大不确定性…)	

【財務諸表の項目の確認】

監査報告書には、監査人の意見表明に続き、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書が添付されていますので、主要項目の対前年度増減の確認をすることで、主要項目における異常な金額・変動有無を確認することが出来ます。この際に、注記には冒頭の会計処理方針にかかる記載後、各項目の内容が記載され、例えば売掛金や未収金の滞留状況、収益や費用の内訳、またその他項目の内訳なども明記されており、詳細内容を確認するための契機となります。

【監査人の活用】

また、会計事務所により単に監査報告書を発行するだけでなく、監査報告会を実施する事務所もあります（上海マイツ会計師事務所では要望に応じてご本社向けにも実施する場合があります）。その際に、監査人から指摘された修正仕訳の有無を確認すると共に、財務諸表上の異常な変動や気になる事項などを積極的に質問や確認すれば、疑問点や懸念事項の解消に繋がり、また監査人レベルのチェックにも有効かと思われます。

(2) 留意事項：会計事務所の監査レベルにも要注意

また法定監査を実施する会計事務所の監査レベルにも留意が必要であり、特に地場の会計事務所が監査人の場合、そのレベルは千差万別です。本社の質問事項への回答内容に満足・許容できない、或いは本社の監査人からの連結インストラクションに現地法人の監査人が十分に対応できない等々、監査人の能力に疑問や不安が見られる場合には再考が必要と考えます。また、コロナ禍を理由に監査報告書の発行時期が極端に遅れるような対応があれば疑問を感じます。尚、登録会計士協会により、域内の会計事務所の評価結果等を公表する地域もあり、この場合には判断材料の一つとなり得るでしょう^{vi}。

今、正に前年度の監査報告書を用いて子会社管理を行う最適なタイミングと考えます。もし従来、監査報告書を積極的に活用されていなかった場合、是非一度、試みられては如何でしょうか？

上海マイツ会計師事務所は、上海市登録会計士協会より A ランク認定を受け、更に日本人公認会計士の常駐や日本語バイリンガル中国注册会计师も多数在籍（パートナーを含む）する、円滑な日本語対応を可能とする会計事務所です。

監査品質は勿論、日本語対応に加えて、必要に応じご本社への監査報告会なども実施しています。各種のご支援も実施していますので、同事務所ジャパンデスク或いは同東京支店（株式会社マイツ内に併設）に、宜しくお声掛けください。

【日本マイツ / 上海マイツ会計師事務所のご案内】

<http://www.myts.co.jp> / http://www.myts CPA.com/index_cn.asp

-
- ⁱ 「会計法実施細則」(第 11 条)に“会計年度は西暦 1 月 1 日から 12 月 31 日(原文:会計年度自公历 1 月 1 日起至 12 月 31 日止)”との条項が定められている。
- ⁱⁱ 「会社法」(第 2 条)に大会社の要件が、また同法(第 327 条、第 328 条)では大会社等の会計監査人の設置義務が明記されている。詳細は右記 URL の通り。URL: <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC0000000086>
- ⁱⁱⁱ 「金融商品取引法」(第 193 条)を参照のこと。詳細は下記 URL の通り。
URL: https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000025_20210301_501AC0000000071&keyword=
- ^{iv} 「会社法」(第 164 条)に“会社は毎会計年度終了時に財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない(原文:公司应当在每一会计年度终了时编制财务会计报告,并依法经会计师事务所审计)”との条項が定められている。また実務的にも企業所得税の確定申告など各状況にて監査報告書が求められる為、当該監査は依然として必要と考えられる。
- ^v JP マイツ通信及び過去のニュースレター(各マイツ通信ほか)は下記 URL をご参照願いたい。
URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/03-jp-1/> ・ URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/index.html>
- ^{vi} 上海市の場合、沪会協「2021」4 号により掲載の会計士事務所 336 社の社名と評定結果が公開されている。下記 URL の通り。
URL: http://law.esnai.com/upload_files/19/202113020194438650.pdf

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。